Origin Certification Document

（Australia-Japan Economic Partnership Agreement）

産品毎に記載する

|  |
| --- |
| 1. Exporter’s or Producer’s Name and Address |
|  No.1 | 2. Description of goodsDescription of good(s) including number and kind of packages;marks and numbers on packages; weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m3, etc.); invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment. | 3. Harmonised System tariff classification number (HS 6 digit) of goods | 4. Preference criteria (WO, PE, PSR); and Other (de minimis, accumulation), if applicable |
|  | 産品の関税分類番号を６桁 レベル（HS2012 年版）で 記載。 |  |  |
|  | 原則として豪州への輸 入通関に用いられるイ ンボイス（第三国イン ボイスを除く。）の番 号・日付。該当する特恵基準（WO、PE、PSR）のいずれかを必ず記載する。なお、必要に応じてその他の基準を記載する。 |  |  |
|  |  |  |  |
| 5. Other (any other applicable origin criteria or other indication* Non-party invoice
 |

6. Certification

I, the undersigned, declare that the good(s) described in Box 2 meet(s) all the relevant

第三国のインボイスを使用する場合、

「第三国インボイス」のボック スにチェックを付すとともに、輸入通関インボイスを発行する者の正 式名称及び住所を記載

requirements of Chapter 3 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic

Partnership and is/are (an) originating good(s) under the Agreement.

Date

Name

Address

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:

（□Importer、□Exporter、□Producer）

輸出者又は生産者のいずれか 1 つに必 ずチェックを付す

原 産 品 申 告 書

（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定）

|  |
| --- |
| 1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 |
|  No. | 2. 産品の概要品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合) | 3. 関税分類番号 (6桁、 HS 2012) | 4. 適用する原産性の基準 (WO、 PE、 PSR)適用するその他の原産性の基準 (DMI、 ACU) |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 5. その他の特記事項 * 第三国インボイス
 |

6. 以上のとおり、2．に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日

作成者の氏名又は名称

作成者の住所又は居所

代理人の氏名又は名称

代理人の住所又は居所

本原産品申告書の作成者（□輸入者、□輸出者、□生産者）

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 品目別規則を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

（規格Ａ４）

記　載　要　領

1. 産品の概要（品名、関税分類番号）

必須の記載項目である。

1. 産品の概要（積送される貨物を確認するための情報）

豪州から本邦までの輸送において第三国での積み替え又は一時蔵置等の取扱いがあった場合に、積み替え等の場所及びその事実を記載するものとする。

（通し船荷証券の写し又は非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書等の提出が不可能である場合において、関税法基本通達68-5-1（1）ハを適用するときに限る。）

1. 産品の概要（欄の追加）

４欄以上を要する場合には、本原産品申告書と一体であることが確認できるように作成するものとする。

1. 関税分類番号

統一システム（2012年版）に従い６桁番号の水準までの関税分類番号を記載する。

1. その他の特記事項

輸入申告時のインボイスの発行者が、第三国に所在する者であって原産品申告書上の輸出者と別の者である場合は、「第三国インボイス」のボックスにチェックを付すとともに、取引が分かる関係書類を添付する。なお、原産品申告書発給の時点で輸入申告時に使用するインボイス番号が不明の場合は、「第三国インボイス」のボックスにチェックを付すとともに、輸出者のインボイス番号及び日付を記入し、インボイスを発行する者の正式名称及び住所を記載する。

1. 作成者

本申告書は、輸入者、輸出者又は生産者が作成することができる。また、輸入者に代えて輸入者の代理人が作成することができる。